

議案第 39 号

利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例

利根町都市計画審議会条例（昭和 44 年利根町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「3 人以内」を「1 人」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 関係行政機関又は茨城県の職員 2 人以内
第 3 条第 2 項中「第 4 号」を「第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 6 月 2 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

都市計画決定の審議等に際し，専門的な知識を有した行政職員から広域的な観点で意見を聴取するため，利根町都市計画審議会条例の一部を改めたいので提案する。